

# 埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 計画の推進に向けた県、関係機関等の施策・取組

(令和5年度版 取組施策)

この取組施策は「埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」(R3.3策定)の推進に向け、県内建設工事に関わる行政機関や建設業関連団体等が行う施策・取組の事例についてまとめたものです。

この取組施策を参考に、県内市町村や民間発注の建設工事においても同様な取組が進むことを期待します。

## 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

#### 【県の施策・取組】

- 「公共事業労務費調査\*」に基づく積算労務単価の適宜改定
- 実勢価格を勘案した積算資材価格の適宜改定
- 「契約時における確認票」「施工体制チェックポイント」等による下請契約の適正化に関する確認
- 施工体制\*に関する一斉点検における現場確認

#### 【関係機関・団体等の取組】

- ・ 建設工事関係者連絡会議の開催〔埼玉労働局〕
- ・ 労働局と連携した安全パトロールの実施〔建災防、埼玉土建、建設埼玉、住宅工事安全協議会〕
- ・ 安全衛生経費\*について、現場訪問(調査、懇談)による実態の把握〔埼玉土建〕

### (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

#### 【県の施策・取組】

- 工事の積算基準\*等に基づく適切な工期の設定
- 「設計変更ガイドライン」への対象ケース、事例等の明示及び適切な運用
- 発注計画に基づく施工時期の平準化\*に向けた取組の推進

#### 【関係機関・団体等の取組】

- ・ 労働基準法や労働安全衛生法に係る法規等の周知〔埼玉労働局〕
- ・ 猛暑日を考慮した適切な工期設定〔関東地整〕
- ・ 「工期設定支援システム」の活用等による適切な工期設定〔関東地整〕
- ・ 「設計変更ガイドライン」の適用による適正な契約変更〔関東地整〕
- ・ 施工時期の平準化に向けた取組の推進〔関東地整〕
- ・ 工期設定ガイドライン学習会の実施〔埼玉土建〕

## 2. 責任体制の明確化

### 【県の施策・取組】

- 施工体制に関する一斉点検における現場確認<再掲>
- 建設業者に向けたコンプライアンス研修における周知

### 【関係機関・団体等の取組】

- ・労働安全衛生法に基づく指導及び周知〔埼玉労働局〕
- ・下請契約の適正化に向けた元請企業に対する立入調査の実施〔関東地整〕
- ・建設工事における法令遵守や労働災害防止のための説明会の実施〔関東地整〕
- ・建設事業者に向けた安全衛生講習会や研修会の実施  
〔関東地整、建災防、埼玉土建、建設埼玉〕
- ・建設技能者に向けた安全衛生教育等の実施〔埼玉土建、建設埼玉〕

## 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

### (1) 建設業者間の連携の促進

#### 【県の施策・取組】

- 「施工体制チェックポイント」等による元請負人の実質的関与状況の確認

#### 【関係機関・団体等の取組】

- ・元請企業に向けた労働安全研修会の実施〔埼玉労働局、建設業協会、建災防〕
- ・統括安全衛生管理者\*（事業主）に向けたテキストの作成、周知〔埼玉土建〕

### (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

#### 【県の施策・取組】

- 工事事務報告による災害発生状況等の把握

#### 【関係機関・団体等の取組】

- ・労働安全教育支援事業（厚労省委託事業）の実施〔埼玉労働局〕
- ・労働安全衛生法に基づく措置の周知、一人親方等に係る改正省令の周知  
〔埼玉労働局〕

- ・組合員の労働災害の実態調査・分析に基づく啓発資料の作成・周知及び学習会・講習会等の実施〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・厚労省・国交省作成のリーフレット（適切な安全衛生経費確保）等を活用した学習の推進〔埼玉土建〕
- ・建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業の実施〔建設埼玉〕

### （３） 特別加入制度への加入促進等の徹底

#### 【県の施策・取組】

○建設業者に向けたコンプライアンス研修における周知<再掲>

#### 【関係機関・団体等の取組】

- ・厚労省作成のリーフレットによる周知〔埼玉労働局、埼玉土建、建設埼玉〕
- ・一人親方に対する労災保険加入促進チラシの作成、加入特別月間の設定  
〔埼玉土建〕
- ・労働安全大会、講習会等の場や、広報誌等での加入促進に向けた周知  
〔埼玉土建、建設埼玉〕

## 4. **建設工事の現場の安全性の点検等**

### （１） 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

#### 【県の施策・取組】

- 工事事務報告による災害発生状況等の把握<再掲>
- 工事成績評価における「安全対策」の評価
- 工事受注者に対する、安全対策促進のための研修会の実施

#### 【関係機関・団体等の取組】

- ・労働局HP等での労働災害発生件数等分析結果の公表〔埼玉労働局〕
- ・安全対策の優れた工事現場に対する表彰の実施〔埼玉労働局〕
- ・建設業関係団体開催の研修会、安全パトロール等への職員派遣〔埼玉労働局〕
- ・能力向上教育（労働安全衛生法第60条の2）等の促進〔埼玉労働局〕
- ・現場における危険を可視化した事例の紹介（厚労省HP等）〔埼玉労働局〕
- ・安全管理に優れた受注者に対する表彰の実施〔関東地整〕

- ・ 建設工事における労働災害防止のための説明会の実施〔関東地整〕
- ・ 労働局と連携した安全パトロールの実施〈再掲〉〔建災防、埼玉土建、建設埼玉、住宅工事安全協議会〕
- ・ 安全性の点検等に関する研修会、講習会等の実施〔建災防、建設埼玉〕
- ・ 現場調査・現場懇談の実施〔埼玉土建〕
- ・ 労災事故の事例を紹介し、注意を周知〔埼玉土建、建設埼玉〕

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

【県の施策・取組】

- ICT\*活用工事の対象工種拡大、及び工事成績評定における加点評価
- 施工の安全に関する国や県の要綱等の周知徹底
- 総合評価方式\*における、NETISや埼玉県新製品・新技術紹介制度への登録の評価
- 埼玉県建設資材県産品フェアによる、県内企業の製品・技術の利用促進
- 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行
- 建設現場における快適トイレの設置

【関係機関・団体等の取組】

- ・ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのエイジフリーガイドラインの周知〔埼玉労働局〕
- ・ STOP！熱中症クールワークキャンペーンの周知〔埼玉労働局〕
- ・ ICT活用工事の取組拡大（適用工種拡大、部分的なICT活用）〔関東地整〕
- ・ 生産性の向上を目的とした新技術導入促進型の入札の執行〔関東地整〕
- ・ 熱中症対策経費（現場管理費）の補正を行う工事の試行〔関東地整〕
- ・ 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインや建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例等の周知〔関東地整〕
- ・ 建設技術に関する事例収集や普及促進に向けた技術発表会や研修会の実施〔建設業協会〕
- ・ 「労働安全対策ニュース」（広報紙）への熱中症対策の掲載〔埼玉土建〕
- ・ 熱中症対策DVDによる啓発〔埼玉土建、建設埼玉〕

**5. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化**

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

【県の施策・取組】

- 建設業者に向けたコンプライアンス研修における周知<再掲>

【関係機関・団体等の取組】

- ・労働安全衛生法令に基づく墜落・転落災害防止措置の指導及び周知  
〔埼玉労働局、埼玉土建〕
- ・「手すり先行工法等に関するガイドライン」の周知〔埼玉労働局〕
- ・労働安全研修会の実施、安全対策に関する周知〔建設業協会〕
- ・「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施〔建災防〕
- ・労働安全衛生に関する大会の実施、資料による啓発  
〔建災防、埼玉土建、建設埼玉〕

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

【県の施策・取組】

- 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場設置の標準仕様化
- フルハーネス型の墜落制止用器具の着用原則化

【関係機関・団体等の取組】

- ・指導監督等を通じた法規等の周知徹底〔埼玉労働局〕
- ・「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施〔建災防〕<再掲>
- ・労災事故の発生状況の把握、分析及び事例紹介による事故撲滅の啓発  
〔埼玉土建、建設埼玉〕

**6. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発**

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

【県の施策・取組】

- 施工体制に関する一斉点検における法令遵守の確認
- 国(厚生労働省)や建災防が作成する外国人労働者向けの安全衛生教育教材の周知

【関係機関・団体等の取組】

- ・能力向上教育(労働安全衛生法第60条の2)等の促進〔埼玉労働局〕
- ・災害復旧工事の安全な施工に関するリーフレットの周知〔埼玉労働局〕
- ・労働安全衛生法の法定教育や安全衛生管理の能力向上教育の実施  
〔建産連、建設業協会、建災防、埼玉土建、建設埼玉〕
- ・労働安全衛生に関する大会の実施〔建災防、埼玉土建、建設埼玉〕

- ・国が作成する外国人労働者向けの安全衛生教育教材の周知  
〔埼玉土建、建設埼玉〕

## (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

### 【県の施策・取組】

- 建設工事現場における災害事例や安全衛生活動の優良事例などの、県ホームページにおける情報発信

### 【関係機関・団体等の取組】

- ・労働局HP等での労働災害発生件数等分析結果の公表〔埼玉労働局〕
- ・安全対策の優れた工事現場、事業者等に対する表彰の実施  
〔埼玉労働局、関東地整、建災防、建設埼玉〕
- ・労働安全衛生に関する大会の実施〔建災防、埼玉土建、建設埼玉〕〈再掲〉
- ・労災事故件数の集計・分析、事例のとりまとめ・報告〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・安全標語の募集・表彰〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・「労働安全対策ニュース」（広報紙）への熱中症対策の掲載〔埼玉土建〕
- ・熱中症対策DVDによる啓発〔埼玉土建、建設埼玉〕〈再掲〉
- ・健康やメンタルヘルスに関する電話相談の実施〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・組合実施健診のレントゲン再読影及び二次診療の実施〔建設埼玉〕

## 7. **建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策**

### (1) 社会保険等の加入の徹底

### 【県の施策・取組】

- 建設業者に向けたコンプライアンス研修における周知〈再掲〉
- 工事契約の際の請負代金内訳書への法定福利費の別枠明示と適正額の確認の徹底
- 社会保険等の加入促進（建設業許可の要件化、入札参加資格の義務化）

### 【関係機関・団体等の取組】

- ・現場への立入検査の際に標準見積書活用について状況調査、指導〔関東地整〕
- ・社会保険等の加入促進（建設業許可の要件化、入札参加資格の義務化）  
〔関東地整〕
- ・建退共制度に係る加入促進の実施〔建設業協会、建設埼玉、埼玉土建〕

- ・法定福利費\*を別枠明示した標準見積書の活用促進〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・社会保険等の加入促進（事業所への加入確認、労働者の就業形態調査）  
〔埼玉土建、建設埼玉〕

## （２） 建設キャリアアップシステムの活用推進

### 【県の施策・取組】

- 建設業者に向けたコンプライアンス研修における周知<再掲>
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事\*の取組拡大、及び工事成績評価における加点評価

### 【関係機関・団体等の取組】

- ・リーフレット、広報誌等での加入促進〔関東地整、埼玉土建、建設埼玉〕
- ・申請受付窓口業務の実施〔建設業協会〕
- ・認定登録機関業務の実施〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・制度説明会の実施〔埼玉土建、建設埼玉〕

## （３） 「働き方改革」の推進

### 【県の施策・取組】

- 週休2日制モデル工事\*の取組拡大
- 総合評価方式\*における4週8休の取組、及び多様な働き方実践企業\*の評価
- 公共工事の土曜一斉休工\*の実施
- 労働環境調査モデル工事\*の実施 重層下請改善工事\*の実施
- 委託業務におけるウィークリースタンスの実施
- 働き方改革、特に長時間労働を是正する取組を呼びかけるポスターの作成・配布
- 情報共有システムの活用による工事書類のペーパーレス化、やり取りの効率化
- 遠隔臨場の活用による立会の効率化

### 【関係機関・団体等の取組】

- ・監督指導の際の指導及びリーフレットによる周知〔埼玉労働局〕



- ・ 時間外労働の上限規制が適用される建設業等に係る説明会を開催  
〔埼玉労働局〕
- ・ 週休2日制適用工事の実施、週休2日の取組状況に応じた総合評価における  
加点評価〔関東地整〕
- ・ 工事現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）の実施〔関東地整〕
- ・ メンタルヘルスケアに関する教育・研修の実施〔建災防〕
- ・ 働き方改革DVD作成、実態調査の実施〔埼玉土建〕
- ・ 専門医と連携した電話相談窓口を設置〔埼玉土建〕
- ・ パワハラ防止チラシを活用し、周知、学習会の実施〔埼玉土建〕
- ・ 賃金実態の把握のためのアンケートの実施〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・ 働き方改革チラシ作成・周知、学習会の実施〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・ 36協定\*・就業規則学習会、登録説明会の実施〔埼玉土建、建設埼玉〕

#### （４） 建設業における担い手確保の推進

##### 【県の施策・取組】

- 「埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク」における担い手確保の取組  
の推進

##### 【関係機関・団体等の取組】

- ・ 高校等教育現場と連携したインターンシップの受入れ〔建産連、建設業協会〕
- ・ 建設産業のイメージアップのための現場見学会等の実施〔建産連、建設業協会〕
- ・ 技能グランプリ等各種競技大会への選手派遣〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・ ものづくり大学、中央工学校へ現役職人を講師派遣〔埼玉土建、建設埼玉〕
- ・ 認定職業訓練校の運営〔建設埼玉〕

## ○関係機関・団体等の略称

- 【埼玉労働局】 厚生労働省埼玉労働局（労働基準部）
- 【関東地整】 国土交通省関東地方整備局（建政部）
- 【建産連】 （一社）埼玉県建設産業団体連合会
- 【建設業協会】 （一社）埼玉県建設業協会
- 【建災防】 建設業労働災害防止協会埼玉県支部
- 【埼玉土建】 埼玉土建一般労働組合
- 【建設埼玉】 埼玉県建設労働組合連合会
- 【住宅工事安全協議会】 埼玉住宅工事安全協議会

## ○用語集（掲載する用語については、本文中に『\*』を記載）

### 【公共事業労務費調査】 P1

公共事業従事者の賃金実態を調査し、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用する設計労務単価の設定の基礎資料等を得るための調査

### 【施工体制に関する一斉点検】 P1

公共工事のより一層の適正な施工体制の確保と、適正化法や品確法の趣旨の徹底を図るため、10月から12月までを期間とし、稼働中の工事を対象に実施する全国一斉点検

### 【安全衛生経費】 P1

建設工事の労働災害防止対策や安全衛生確保のために捻出される費用  
労働安全衛生法では、元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務付けており、必要な経費は元請負人の負担が義務付けられている

### 【積算基準】 P1

公共工事における標準的な工事価格が算定できるよう工事費の予定価格を算定するためのもので、定義と算定方法を明確にしたもの

### 【施工時期の平準化】 P1

年間を通じた工事量の偏りを解消することで、技能者の処遇改善や、資機材の効率的な活用等の経営の健全化、ひいては公共工事の品質確保を図る取組

令和元年6月に新・担い手3法が成立し、品確法において、施工時期の平準化を図ることが公共発注者の責務として規定されるとともに、入契法において、施工時期の平準化を図るための措置を講ずることが公共発注者の努力義務とされた

### 【統括安全衛生管理者】 P2

労働安全衛生法第10条において、一定の規模以上の事業場について安全管理者、衛生管理者を指揮するとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理するために選任が必要な者

### 【ICT】 P4

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

#### 【総合評価方式】 P4、P7

工事の発注にあたり、競争参加者に技術提案等を求め、価格以外に競争参加者の能力を審査・評価し、その結果をあわせて契約の相手方を決定する方式

#### 【法定福利費】 P6

社会保険料（健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料）

※このうち、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料の事業主負担分は、原則、見積書で内訳明示が必要

#### 【建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事】 P6

技能者の技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげることを目的とし、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及とシステム登録の促進に向けて、埼玉県（農林部、県土整備部、都市整備部、企業局、下水道局）発注工事において試行しているモデル工事

#### 【週休2日制モデル工事】 P7

建設業における将来の担い手確保・育成に資する週休2日制の定着に向けて、埼玉県発注工事において試行しているモデル工事

#### 【多様な働き方実践企業（認定制度）】 P7

仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践している企業等を埼玉県が認定する制度

#### 【公共工事の土曜一斉休工】 P7

建設業界の働き方改革の促進に向けて、埼玉県内の公共工事を実施日統一の土曜一斉休工とする埼玉県 i-Construction 推進連絡会（構成員：国土交通省関東地方整備局、埼玉県、さいたま市、（一社）埼玉県建設業協会）の取組

#### 【労働環境調査モデル工事】 P7

建設業における賃金など技能労働者の労働環境の実態を把握するために、埼玉県（県土整備部）発注工事において試行しているモデル工事

#### 【重層下請改善工事】 P7

不要な重層下請構造の改善のため、3次以降の下請けがある場合に理由書の提出を求める、埼玉県（県土整備部）発注工事において試行している工事

#### 【36協定】 P8

労働基準法36条に基づく労使協定であり、企業が法定労働時間（1日8時間・1週間で40時間）を超えて労働（残業）を命じる場合に必要となる。

36協定は、締結し、所轄の労働基準監督署へ届出なければ、企業は従業員に法定労働時間外で労働（残業）させることはできない